

## 岩倉市小中学校通学路安全ボランティアに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小中学校に通学する児童生徒の登下校時における交通事故を防止する等のため、市民等がボランティアで安全確保の活動をする  
ことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「岩倉市小中学校通学路安全ボランティア」（以下  
「安全ボランティア」という。）とは、児童生徒の登下校時の安全確保を図る  
ため、通学路上の横断歩道等での児童生徒の道路通行の誘導、安全指導等を行  
う市民等をいう。

### (活動内容)

第3条 安全ボランティアの活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 登下校中の学校周辺及び通学路上の横断歩道等での児童生徒の道路通行  
の誘導及び安全指導
- (2) 児童生徒の登下校中の見守り及び挨拶・声かけ運動の推進
- (3) 不審者等の発見時における警察・学校への連絡

### (登録)

第4条 安全ボランティアとして登録を受けようとする市民等（団体の場合は、  
代表者）は、岩倉市小中学校通学路安全ボランティア登録申請書（様式第1）  
を所管する学校を経由して教育長に提出するものとする。

2 安全ボランティアの登録は、毎年度行うものとする。

### (登録の抹消等)

第5条 安全ボランティアとして登録された市民等は、登録を辞退するときは、  
岩倉市小中学校通学路安全ボランティア登録辞退届（様式第2）を所管する学  
校を経由して教育長に提出するものとする。

2 教育長は、安全ボランティアとして登録された市民等が本事業の趣旨に反  
し、安全ボランティアとして不適当と認める場合は、必要な審査を行い、登録  
を抹消することができる。

3 教育長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、岩倉市小中学校通学  
路安全ボランティア登録抹消通知書（様式第3）により、当該安全ボランティ  
アに所管する学校を経由して通知するものとする。

### (報酬)

第6条 安全ボランティアは、無償とする。

### (活動中の被災補償)

第7条 第3条の活動中に事故等が発生した場合には、全国市長会市民総合賠

償補償保険を適用するものとする。

(報告義務)

第8条 安全ボランティアは、安全ボランティアの活動中に次の各号のいずれかに該当したときは、所管する学校を経由して、速やかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 活動中に児童生徒が事故を受け、又は怪我等をした場合
- (2) 活動中に安全ボランティア本人が事故を受け、又は怪我等をした場合
- (3) 活動中に不審者の出没等により、児童生徒又は安全ボランティア本人の安全が危ぶまれる状況となった場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

岩倉市小中学校通学路安全ボランティア登録申請書

年 月 日

岩倉市教育長 殿

申請者 団体名  
代表者 住所  
氏名  
電話番号

岩倉市小中学校通学路安全ボランティアとして登録を受けたいので申請します。

主な活動場所		校区		
番号	氏名	住所	電話番号	備考

※ 申請者名簿の欄が不足する場合は、別紙で追加してください。

様式第2（第5条関係）

岩倉市小中学校通学路安全ボランティア登録辞退届

年 月 日

岩倉市教育長 殿

届出者 団体名  
代表者 住所  
氏名  
電話番号

岩倉市小中学校通学路安全ボランティアの登録を辞退したいのでお届けします。

様式第3（第5条関係）

岩倉市小中学校通学路安全ボランティア登録抹消通知書

年 月 日

様

岩倉市教育長

岩倉市小中学校通学路安全ボランティアに関する要綱第5条第3項の規定により登録を抹消します。

記

1. 抹消年月日 年 月 日
2. 抹消理由